

令和5年5月11日

## 久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和5年5月11日、午前9時30分久留米市職員会館メルクス3階 会議室に召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	赤司 久美 委員
2番	秋永 憲一 委員
3番	今村 裕一 委員
4番	内田 正隆 委員
5番	江上 哲夫 委員
6番	大石 敏裕 委員
7番	甲斐サエ子 委員
8番	笠 幸夫 委員
9番	黒岩 純 委員
10番	古賀 喜治 委員
11番	後藤 靖子 委員
12番	末次 龍夫 委員
13番	田中 文 委員
14番	田中 修二 委員
15番	田中 弥生 委員
16番	手島富士雄 委員
17番	富安 辰行 委員
18番	鳥越 文生 委員
19番	中村 裕 委員
20番	林田 高夫 委員
21番	日比生和雄 委員
22番	深川 嘉穂 委員
23番	柳 壽祥 委員
24番	山口 啓一 委員

欠席委員は次のとおりである。

事務局の出席者は4名である。

**事務局** それでは、5月の総会の開催にあたりまして報告いたします。  
本日は現委員数24名中、24名の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。  
それでは、会長、よろしく申し上げます。

**議長** 皆さん、おはようございます。それでは、5月の農業委員会総会を始めさせていただきます。よろしく願いいたします。  
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案の1ページをお願いいたします。  
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について。農地の所有権移転の許可申請書が提出されたので付議いたします。  
所有権移転、東部地域、1番から5ページ、15番までの15件です。  
続きまして、西部地域、16番から8ページ、23番までの8件です。  
以上、審議番号1番から23番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。  
以上で説明を終わります。

**議長** 事務局からの説明が終わりました。  
本議案の審議番号4番は、新規就農者の取得案件であります。聞き取り調査の結果については、事前の資料で確認をいただいているということで割愛をさせていただきます。  
それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

**議長** 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。  
第1号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

**議 長** 全員挙手により、第1号議案は可決されました。

続きまして、第2号議案、農地転用計画変更承認申請についてでございますが、審議番号1番につきましては、第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてと関連のある案件でございますので、審議番号1番は第3号議案と一括して議題といたします。

また、審議番号2番につきましては、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてと関連がある案件でございますので、審議番号2番は第4号議案と一括して議題といたします。

それでは第2号議案、審議番号1番と3号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**事 務 局** 9ページをお願いいたします。

第2号議案、農地転用計画変更承認申請について。農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。

西部地域、1番、1件です。

1番、申請地、三潯町高三潯、田、197㎡、申請理由、転用事業者及び転用目的を変更するものです。変更内容、転用事業者が\*\*\*\*氏から\*\*\*\*氏へ、転用目的が、自己住宅用地から貸露天駐車場へ変更するものです。こちらにつきましては、平成9年5月30日付にて4条許可がなされたものです。第3号議案、審議番号1番と関連案件となっております。

10ページをお願いいたします。

第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請について。農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

西部地域、1番、2番の2件です。

1番、申請地、三潯町高三潯、田、197㎡、申請理由、申請地を貸露天駐車場として利用するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。第2号議案、審議番号1番と関連案件となっております。

2番、申請地、三潯町西牟田、田、62㎡、申請理由、申請地を貸家住宅の敷地として拡張するものです。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。  
審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認いただいているとい  
うことで割愛をさせていただきます。  
それではただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。  
なお採決に当たりましては、第2号議案、審議番号1番と第3号議案に分けて採決  
いたします。  
それでは、第2号議案、審議番号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案、審議番号1番は可決されま  
した。  
続きまして、3号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。  
続きまして、第2号議案、審議番号2番と第4号議案、農地法第5条の規定による  
許可申請についての審議を一括して議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 9ページをお願いいたします。  
第2号議案、農地転用計画変更承認申請について。農地転用計画変更承認申請書が  
提出されたので付議いたします。  
西部地域、2番、1件です。  
2番、申請地、三潴町西牟田、田、2筆、計395.87㎡、申請理由、転用事業者及び

転用目的を変更するものです。変更内容、転用事業者が\*\*\*\*氏から株式会社\*  
\*\*\*へ、転用目的が自己住宅から貸障害者グループホームへ変更するものです。  
こちらにつきましては、昭和61年3月31日付にて5条許可がなされたものです。第  
4号議案、審議番号12番と関連案件となっております。

続きまして、11ページをお願いいたします。

第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について。農地転用許可申請書が  
提出されたので付議いたします。

東部地域、1番から12ページ、5番までの5件です。

1番、申請地、山천시ノ上町、田、2筆、計1,797㎡、申請理由、申請地を借り受  
けて、露天駐車場として利用するものです。

2番、申請地、田主丸町石垣、畑、471㎡、申請理由、申請地を取得して、店舗を  
建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に  
供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

3番、申請地、田主丸町以真恵、田、121㎡、申請理由、申請地を取得して、露天  
駐車場兼車両置場として利用するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農  
業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

4番、申請地、田主丸町田主丸、畑、297㎡、申請理由、申請地を借り受けて、自  
己用住宅を建築するものです。

12ページをお願いいたします。

5番、申請地、北野町千代島、田、2筆、計308㎡、申請理由、申請地を取得して、  
自己用住宅を建築するものです。

続きまして、西部地域、6番から13ページ、12番までの7件です。

6番、申請地、荒木町藤田、畑、2筆、計819㎡、申請理由、申請地を取得して、  
露天資材置場及び露天駐車場として利用するものです。

7番、申請地、安武町住吉、田、2筆、計344㎡、申請理由、申請地を借り受けて、  
露天資材置場として利用するものです。

8番、申請地、城島町江島、田、580㎡、申請理由、申請地を譲り受けて、自己用  
住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する  
施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

13ページをお願いいたします。

9番、申請地、三潞町生岩、田、畑、2筆、計103㎡、申請理由、申請地を取得し  
て、農家住宅及び農業用倉庫の敷地を拡張するものです。農地区分は第1種農地で

すが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

10番、申請地、三潞町田川、田、2筆、計671㎡、申請理由、申請地を取得して、特定建築条件付売買予定地（2区画）として利用するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

11番、申請地、三潞町西牟田、田、2筆、計3,545㎡のうち608㎡、申請理由、申請地を借り受けて、大型農機の格納倉庫を建築するものです。農地区分は農用地及び第1種農地が混在しておりますが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

12番、申請地、三潞町西牟田、田、3筆、計576.87㎡、申請理由、申請地を取得して、貸障害者グループホームを建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、公益性が高いと認められる事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。なお、第2号議案、審議番号2番と関連案件となっております。

以上で説明を終わります。

**議 長** 事務局からの説明が終わりました。  
審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認していただいているということで、割愛をさせていただきます。  
それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

**議 長** 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
なお、採決に当たりましては、第2号議案、審議番号2番と第4号議案に分けて採決いたします。  
それでは、第2号議案、審議番号2番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

**議 長** 全員挙手により、第2号議案、審議番号2番は可決されました。  
続きまして、第4号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

## 全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。  
続きまして、第5号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 14ページお願いいたします。  
第5号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について。農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。  
審議番号1番から4番までの4件です。  
1番、申請人、荒木町荒木、\*\*\*\*、経営面積、20万7,993㎡、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。  
2番、申請人、草野町吉木、\*\*\*\*、経営面積、2万4,471㎡、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。  
3番、申請人、御井旗崎1丁目、\*\*\*\*、経営面積、2,000㎡、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。なお、こちらの案件につきましては、申請人は市の青年等就農計画の認定を受けており、新規就農者と認められております。農地移動適正化あっせん事業において、農業委員会が定める経営面積の基準では、178アール以上となっておりますが、面積の基準の特例として、権利を取得させるべきものが新規就農者である場合とあり、今回の申請者はその特例に該当しているため、現在の経営面積が178アールを下回っていても、名簿登録の基準に該当するものとなっております。  
4番、申請人、田主丸町上原、株式会社\*\*\*\*、経営面積、3万1,994㎡、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。  
以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。



「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第5号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。  
続きまして、第6号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 15ページをお願いいたします。  
第6号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定について。農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積等促進計画の決定を求められたので付議いたします。  
第1区、1番から17ページの11番までの11件です。  
1番、所在地、荒木町白口、田、2筆、計2,369㎡、推進機構への売渡しとなります。  
2番、所在地、荒木町白口、田、1,209㎡、推進機構への売渡しとなります。  
3番、所在地、大橋町蜷川、田、2筆、計5,130㎡、推進機構への売渡しとなります。  
4番、所在地、草野町吉木、田、3筆、計2,078㎡、推進機構への売渡しとなります。  
16ページをお願いいたします。  
5番、所在地、善導寺町飯田、田、885㎡、推進機構への売渡しとなります。  
6番、所在地、大善寺町中津、田、2筆、計1,830㎡、推進機構への売渡しとなります。  
7番、所在地、大善寺町藤吉、田、1,111㎡、推進機構からの買入れとなります。  
なお、こちらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に該当しており、農事組合法人\*\*\*\*の構成員である申請人が、農地を取得した後、所属する法人へ貸し付けるものとなっております。

8番、所在地、藤山町、田、5筆、計3,795.69㎡、推進機構への売渡しとなります。  
17ページをお願いいたします。

9番、所在地、藤山町、田、畑、4筆、計2,115㎡、推進機構への売渡しとなります。

10番、所在地、安武町武島、田、2筆、計9,755㎡、推進機構からの買入れとなります。なお、こちらの案件につきましては、申請人は市の青年等就農計画の認定を受けており、新規就農者と認められております。

農地移動適正化あっせん事業において、面積の基準の特例として、権利を取得させるべきものが新規就農者である場合とあり、申請人はその特例に該当していると判断しております。

11番、所在地、安武町武島、田、2筆、計2,229㎡、推進機構からの買入れとなります。

第2区、12番の1件です。

12番、所在地、田主丸町朝森、田、2筆、計3,438㎡、推進機構からの買入れとなります。

18ページをお願いいたします。

第3区、13番、14番の2件です。

13番、所在地、北野町鳥巢、田、3筆、計3,569㎡、推進機構への売渡しとなります。

14番、所在地、北野町仁王丸、田、2筆、計4,956㎡、推進機構からの買入れとなります。

以上、審議番号1番から14番までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えられます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第6号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

## 全 員 挙 手

- 議 長** ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知をいたします。
- 続きまして、報告事項に入ります。
- 報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。
- 報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について。
- 報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。
- 報告第4号、農地法第5条の規定による許可の取消願について。
- 報告第5号、職員の任免について。
- 事務局の説明を省略いたします。
- それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

- 議 長** 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。よって、報告第1号から報告第5号までの報告事項を終わります。
- 次に、お諮りをいたします。本総会におきまして、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。これに異議ありませんか。

「異議なしの声」

- 議 長** 御異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。
- ただいまから、議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、1番、赤司久美委員、24番、山口啓一委員をお願いいたします。
- 以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。